

(修正した箇所を青字で表示)

甲斐市国民保護計画

(案)

平成 19 年 3 月
(令和 8 年 3 月変更)



甲斐市

目 次

第1編 総論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	3
第3章 市の事務又は業務の大綱等	5
1 市の事務又は業務	6
2 関係機関の連絡先	6
第4章 市の地理的、社会的特徴	7
1 位置及び地形	7
2 気候	7
3 人口	8
4 道路	8
5 鉄道	8
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	9
1 武力攻撃事態	9
2 緊急対処事態	10
第2編 平素からの備えや予防	12
第1章 組織・体制の整備等	12
第1 市における組織・体制の整備	12
1 組織及び体制の整備	12
2 市職員の参集基準等	13
3 消防機関の体制	15
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	15
第2 関係機関との連携体制の整備	16
1 基本的考え方	16
2 県との連携	16
3 近隣市町村との連携	17

4	指定公共機関等との連携	17
5	自主防災組織に対する支援	18
6	ボランティア団体等に対する支援	18
第3	通信の確保	18
第4	情報収集・提供等の体制整備	19
1	基本的考え方	19
2	警報等の伝達に必要な準備	20
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	21
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	22
第5	研修及び訓練	22
1	研修	22
2	訓練	23
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	24
1	避難に関する基本的事項	24
2	避難実施要領のパターンの作成	25
3	救援に関する基本的事項	26
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	26
5	避難施設の指定への協力	27
6	避難地区に関する情報の整備等	28
7	避難行動要支援者の把握等	28
8	避難住民の受入体制	28
第3章	生活関連等施設の把握等	29
1	生活関連等施設の把握等	29
2	市が管理する公共施設等における警戒	30
3	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	30
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	31
1	基本的な考え方	31
2	国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	31
第5章	国民保護に関する啓発	32
1	国民保護措置に関する啓発	32
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	32
第3編	武力攻撃事態等への対処	33
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	33
1	緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	33
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	35
第2章	市対策本部の設置等	36
1	市対策本部の設置	36
2	通信の確保	39
第3章	関係機関相互の連携	47

1	国・県の対策本部との連携	47
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	47
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	47
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	48
5	指定公共機関等への措置要請	48
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	48
7	市の行う応援等	49
8	ボランティア団体等に対する支援等	49
9	住民への協力要請	50
10	避難住民に期待される行動	51
第4章	警報及び避難の指示等	55
第1	警報の伝達等	55
1	警報の内容の伝達等	55
2	警報の内容の伝達方法	56
3	緊急通報の伝達及び通知	57
第2	避難住民の誘導等	57
1	避難の指示の通知・伝達	57
2	避難実施要領の策定	58
3	避難住民の誘導	61
4	武力攻撃事態等における避難の類型と対応	64
第5章	救援	67
1	救援の実施	67
2	関係機関との連携	67
3	救援の内容	68
4	要配慮者に対する配慮	68
5	健康への配慮	69
第6章	安否情報の収集・提供	70
1	安否情報の収集	70
2	県に対する報告	71
3	安否情報の照会に対する回答	71
4	日本赤十字社に対する協力	72
第7章	武力攻撃災害への対処	73
第1	武力攻撃災害への対処	73
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	73
2	武力攻撃災害の兆候の通報	73
第2	応急措置等	73
1	退避の指示	74
2	警戒区域の設定	75
3	事前措置	75
4	応急公用負担等	75

5	消防に関する措置等	76
第3	生活関連等施設における災害への対処等	78
1	生活関連等施設の安全確保	78
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	78
第4	NBC攻撃による災害への対処等	79
1	応急措置の実施	79
2	国の方針に基づく措置の実施	79
3	関係機関との連携	79
4	汚染原因に応じた対応	79
5	市長及び関係消防組合の管理者若しくは理事の権限	80
6	要員の安全の確保	81
第8章	被災情報の収集及び報告	82
第9章	保健衛生の確保その他の措置	83
1	保健衛生の確保	83
2	廃棄物の処理	84
第10章	国民生活の安定に関する措置	85
1	生活関連物資等の価格安定	85
2	避難住民等の生活安定等	85
3	生活基盤等の確保	85
第11章	特殊標章等の交付及び管理	86
第4編	復旧等	88
第1章	応急の復旧	88
1	基本的考え方	88
2	公共的施設の応急の復旧	88
第2章	武力攻撃災害の復旧	89
1	国における所要の法制の整備等	89
2	市が管理する施設及び設備の復旧	89
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	90
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	90
2	損失補償及び損害補償	90
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	90
4	受援等に関する費用の支弁	90
5	起債の特例	91
第5編	緊急対処事態への対処	92
1	緊急対処事態	92
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	92
3	通報及び初動体制	92
4	現場における救助活動	92

資料編 エラー! ブックマークが定義されていません。

第 1 編 総論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 計画の目的

これまで、国及び自治体が行う危機管理の主たる対象は自然災害であった。

しかし、今日、わが国を取り巻く安全保障環境において、弾道ミサイルによる被害、大量破壊兵器、国際テロ組織等の活動を含む、新たな驚異への対応が差し迫った課題となっている。

このような状況の中、平成 16 年 9 月の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）の施行により、国、県、市町村は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び経済に与える影響を最小限とするため、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施推進体制の整備が求められることとなった。

このため、市は、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）を作成する。

市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、市の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民の協力その他必要な事項を定めることを目的とするものである。

(2) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

なお、市の責務は次のとおりである。

ア 県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等において、警報の伝達、避難住民の誘導等、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

イ 市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

【国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項】

- 1 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 2 市町村が実施する第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 3 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 5 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

資料編 甲斐市国民保護協議会条例

甲斐市国民保護協議会委員名簿

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、消防本部、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。要請にあたっては、強制にわたることがあってはならない。

国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実、活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

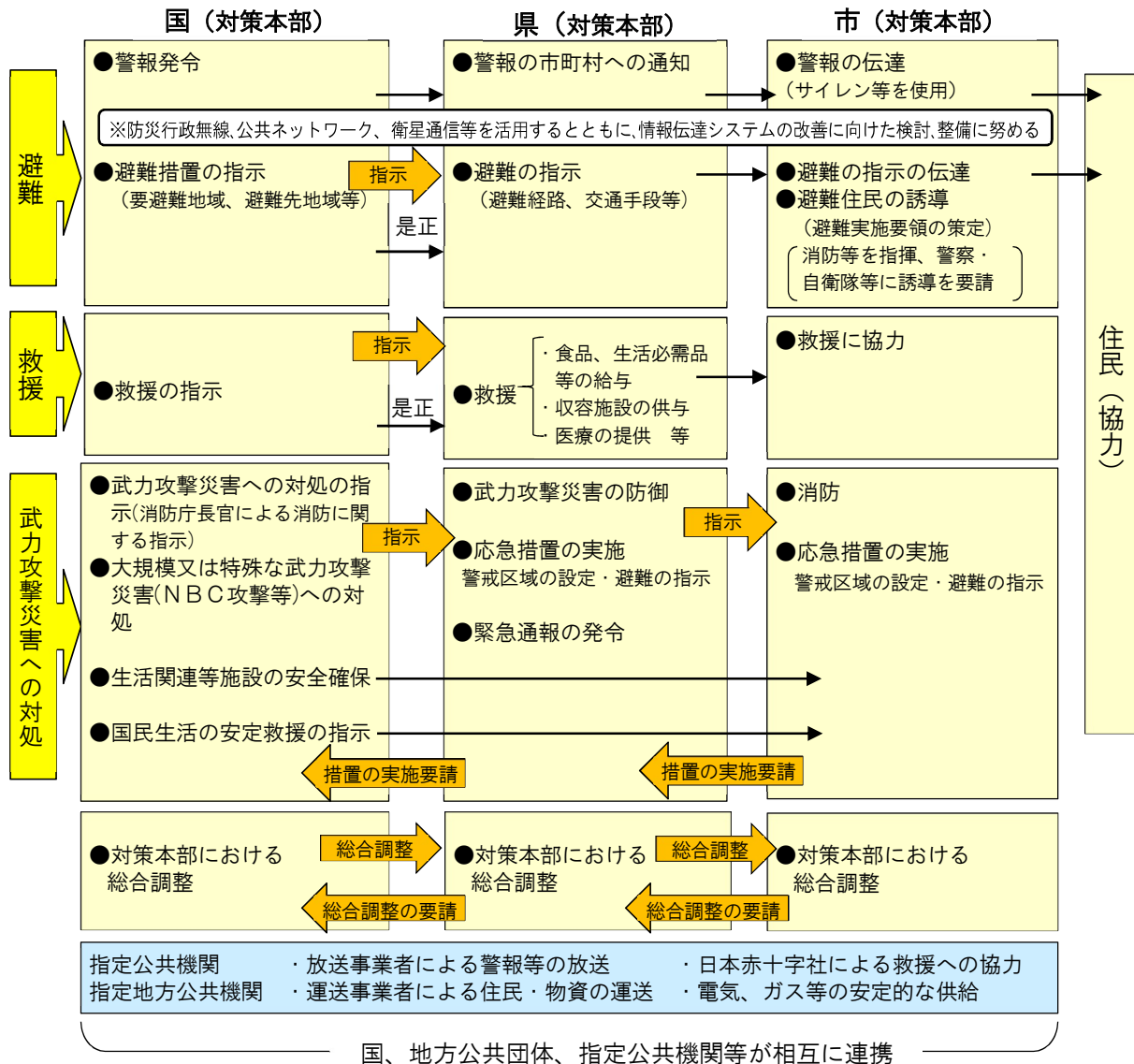
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。



〈国民の保護に関する措置の仕組み〉

1 市の事務又は業務

国民保護措置について、市が処理する事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

機関の名称	事務又は業務の大綱
甲斐市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の連絡先

事態対策本部（以下「国の対策本部」という）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で別途通知することとされている。

関係機関の連絡先は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 関係機関連絡先一覧

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することが必要である。市の地理的、社会的特徴等は次のとおりである。

1 位置及び地形

市は、山梨県の北西部に位置し、東は甲府市、南は昭和町、西は南アルプス市、韮崎市、北は北杜市とそれぞれ接している。

市は、南北に細長い形状となっており、総面積は71.95km²、北部は山岳・丘陵地帯、中南部は釜無川左岸に平坦地が広がり、市街地が形成されている。

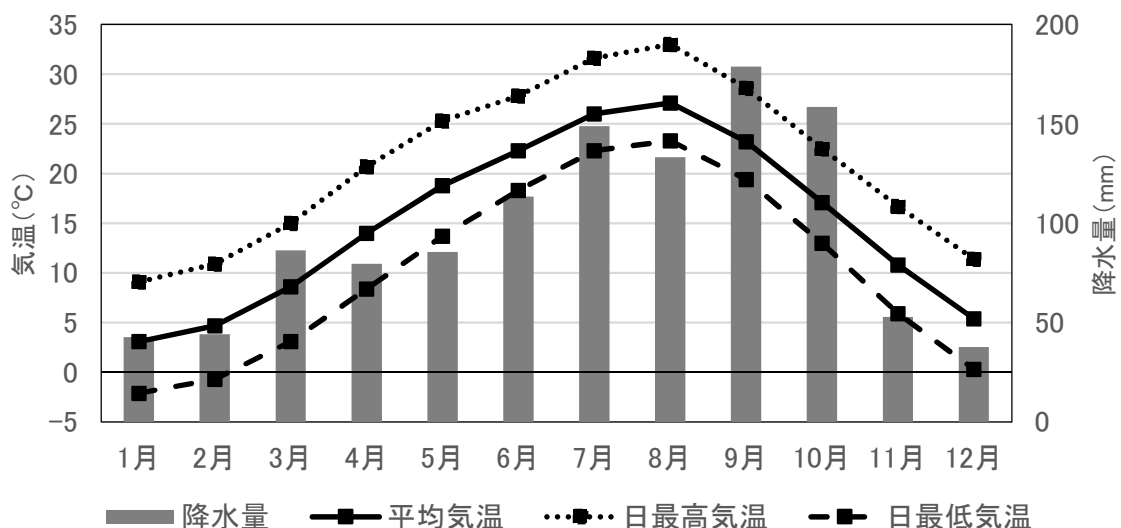
2 気候

市の気候は、夏は蒸し暑く冬は寒さが厳しい内陸型気候で、年間平均気温は15℃前後であるが、南北に標高差があるため南部と北部とでは気温差が大きい。

また、暖候期には風が弱く、降水量も比較的多い傾向を示し、寒候期には北西の季節風が強く、降水量は少ない。降水量は年間平均約1,100mmである。

〈過去30年（1991年から2020年）の気象データ（観測点：甲府）〉

月	降水量(mm)	平均気温(℃)	日最高気温(℃)	日最低気温(℃)	平均風速(m/s)	最多風向
1月	42.7	3.1	9.1	-2.1	2.3	北北西
2月	44.1	4.7	10.9	-0.7	2.6	北北西
3月	86.2	8.6	15	3.1	2.7	北西
4月	79.5	14.0	20.7	8.4	2.6	南西
5月	85.4	18.8	25.3	13.7	2.4	南西
6月	113.4	22.3	27.8	18.3	2.1	南西
7月	148.8	26.0	31.6	22.3	2.1	南西
8月	133.1	27.1	33	23.3	2.2	南西
9月	178.7	23.2	28.6	19.4	1.9	南西
10月	158.5	17.1	22.5	13.0	1.7	西北西
11月	52.7	10.8	16.7	5.9	1.7	西北西
12月	37.6	5.4	11.4	0.3	2.0	北北西
年	1160.7	15.1	21.0	10.4	2.2	南西



3 人口

市の人口は、[令和2年国勢調査](#)で75,313人となっており、県下では甲府市に次いで第2位の人口を有している。[平成17年](#)の国勢調査と比較すると、[972人（1.2%）](#)増加している。

人口の年齢別構成を見ると、年少人口（0～14歳）は[10,200人（13.5%）](#)、生産年齢人口（15～64歳）は[45,307人（60.2%）](#)、老年人口（65歳以上）は[19,806人（26.3%）](#)となっている。

〈市の人口〉

総人口（人）			年齢別人口（人）			世帯数 （世帯）
計	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
75,313	37,238	38,075	10,200	45,307	19,806	31,039

[（令和2年国勢調査）](#)

4 道路

中央自動車道西宮線が市の南部から北西部にかけて斜めに横断している。[市に](#)一番近い出入口は、甲府昭和ICと韮崎ICであるが、[市内の](#)双葉サービスエリアにスマートIC（ETC車専用）が導入され、ダイレクトアクセスが可能となった。

また、中部横断自動車道が開通し、中央自動車道に接続している。

JR中央本線とほぼ並行して、国道20号が市の南部を横断し、国道52号が市の南西部、南アルプス市境から国道20号との重複区間を経て甲府市方面へ抜けている。

そのほかの主要道路は、次のとおりである。

〈主要道路〉

道路種別	路線名	起終点
主要地方道	甲府南アルプス線	昭和町境～南アルプス市境
	甲府韮崎線	甲府市境～韮崎市境
	甲府昇仙峡線	金石橋～長瀬橋
	甲斐 早川線	国道20号交点～ 早川町境
	甲斐中央線	甲府韮崎線交点～昭和町境
	韮崎昇仙峡線	韮崎市境～甲府市境
一般県道	敷島竜王線	上福沢～甲府韮崎線交点
	中下条甲府線	甲府韮崎線交点～甲府市境
市道	塩崎町双田橋線	国道20号交点～柳の内旭台線
	柳の内旭台線	柳の内旭台線交点～防災ヘリポート甲斐市

5 鉄道

JR中央本線が市の南部を横断している。市域には竜王駅と塩崎駅の2駅があり、甲斐市の玄関口として、また通勤・通学の足として重要な役割を果たしている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、次に掲げる4類型を対象として想定し、県国民保護計画では、県の現状を考慮し、想定される事態の順位を次のようにしている。

- ① 弾道ミサイル攻撃
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 航空攻撃
- ④ 着上陸侵攻

〈4 類型の武力攻撃事態の特徴と留意点〉

	特徴	留意点
① 弾道ミサイル攻撃	○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC 弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○NBC 弾頭は大量無差別の殺傷、広範囲にわたる汚染等を生じるとともに、心理的にも大きな影響を及ぼし、大規模な被害を与える。 ○通常弾頭の場合には NBC 弾頭の場合と比較して被害は極限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。	弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが想定されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を極限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
② ゲリラや特殊部隊による攻撃	○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿にするためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等に対する注意が必要である。 ○少人数のグループにより使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物取扱施設が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれ	ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察及び国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の

	がある。また、放射性物質を混入した爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。	設定等、時宜に応じた措置を行う必要がある。
③ 航空攻撃	○弾道ミサイルの場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返されることも考えられる。 ○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。	事前の準備が可能であり、戦闘予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
④ 着上陸侵攻	○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予想事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

〈緊急対処事態の類型〉

分類		事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	① 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ② ダムの破壊	① 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合は、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ② ダムが破壊された場合には、施設が崩壊した場合の人的被害は多大となる。
	多数の人が集合	① 大規模集客施設・タ	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊

	する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	一ミナル駅等の爆破 ② 列車等の爆破	した場合の人的被害は多大となる。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	① 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ② 水源地に対する毒素等の混入 ③ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ④ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	① 一般に化学剤は、広範囲に拡散、低迷、滞留し、空気より重いサリン等の神経剤は無色無臭で目に見えず拡散し、被害が短時間で発生する。 ② 生物剤（毒素を含む。）は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときは、既に被害が拡大している可能性がある。 ③ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、放射能汚染を引き起こし、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要がある。市は、次のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 組織及び体制の整備

(1) 組織の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ市国民保護対策本部等及び各部における事務分担、職員の配置、職員間の伝達等について規定し、その組織の整備を図る。

また、市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。そして

〈市の各部における平素の業務〉

部等	平素の業務
防災危機管理課	・国民保護協議会の運営に関すること。 ・市国民保護対策本部に関すること。 ・避難実施要領のパターンの作成に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・国民保護措置についての訓練に関すること。 ・住民に対する警報・緊急通報内容の伝達体制の整備に関すること。 ・応急対策に要する資機材等の調達に関すること。
市長公室	・復旧事業に関する総合調整に関すること。
総務部	・特殊標章等の交付等に関すること。 ・応急復旧体制の整備に関すること。 ・住民に対する警報・緊急通報内容の伝達体制の整備に関すること。 ・関係部署の応援体制の整備に関すること。
市民生活部	・安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・避難施設の運営体制の整備に関すること。
環境産業部	・応急復旧体制の整備に関すること。 ・所管施設の安全対策に関すること。 ・廃棄物処理体制の整備に関すること。
福祉部	・福祉関係施設入所者及び在宅要配慮者に対する警報・緊急通報内容の伝達体制の整備に関すること。 ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体

	<u>制の整備に関すること。</u> <u>・所管施設の安全対策に関すること。</u>
<u>こども子育て健康部</u>	<u>・保育園児の安全確保及び避難体制の整備に関すること。</u> <u>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。</u> <u>・所管施設の安全対策に関すること。</u>
<u>まちづくり振興部</u>	<u>・所管施設の安全対策に関すること。</u> <u>・応急復旧体制の整備に関すること。</u>
<u>公営企業部</u>	<u>・給水体制の整備に関すること。</u> <u>・所管施設の安全対策に関すること。</u>
<u>教育部</u>	<u>・避難施設の運営体制の整備に関すること。</u> <u>・児童・生徒の安全確保及び避難体制の整備に関すること。</u> <u>・応急教育の確保体制の整備に関すること。</u>

(2) 24 時間即応体制の確立

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び峡北広域行政事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市国民保護対策本部の機能の確保

市は、市災害対策本部組織を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合において、その機能が確保できるよう、次の項目について定めるよう努める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、飲料水、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備の確保等

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐する補佐機能の編成を整える（第3編第2章）。

〈職員参集基準〉

体制	参集基準
① <u>情報収集体制</u>	<u>防災危機管理課を中心に、部長・課長等により指名された職員が参集（地域防災計画における第1配備その1又はその2に相当）</u>

② 緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 国民保護対策本部体制	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集

〈事態の状況に応じた初動体制〉

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	<u>市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</u>	②
事態認定後	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 ①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） ②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

(4) 職員への連絡手段の確保

市対策本部員、初動体制職員及び[防災危機管理課](#)職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 代替職員の確保

市対策本部員、初動体制職員及び[防災危機管理課](#)職員が、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、初動体制職員の代替職員については、当該職員が指名されている所属課において確保しておく。

(6) 参集した職員の[所掌事務](#)

前記(3)①から③の体制ごとの、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

〈各体制の所掌事務〉

体制	所掌事務
情報収集体制	1 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。 2 市長 への報告に関すること。 3 状況により速やかな体制の移行を図ること。
緊急事態連絡室体制	国民保護対策本部体制に準じ、第3編第2章別表に準じる。
国民保護対策本部体制	第3編第2章別表のとおりとする。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）

を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるものとする。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、総務課がその任に当たる。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目〉

種別	項目
損失補償（法第159条第1項）	特定物資の収用に関する事。 （法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関する事。 （法第81条第3項）
	土地等の使用に関する事。 （法第82条）
	応急公用負担に関する事。 （法第113条第1項・5項）
	車両等の破損措置に関する事。 （法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段）
損害補償（法第160条）	国民への協力要請によるもの（法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）

	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第1・2項）
不服申立てに関すること。（法第6条、175条）	
訴訟に関すること。（法第6条、175条）	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、甲斐市文書管理規程等の定めるところにより適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠である。このため、市は、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

資料編 関係機関連絡先一覧

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路、運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

資料編 関係機関連絡先一覧

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防本部の活動が円滑に行われるよう、甲府地区広域行政事務組合及び峡北広域行政事務組合構成市町と連携し、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図る。

また、消防本部は、近接消防機関の NBC 対応可能部隊数及び NBC 対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握する。

資料編 関係機関連絡先一覧

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換及び訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークによる広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市内事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織に対する支援

武力攻撃災害が発生した場合には、被害の防止や軽減が迅速かつ効果的に実施されるよう、地域住民で組織する自主防災組織の役割は重要となる。

このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、自主防災組織の核となるリーダーの研修、防災資機材等の配備、訓練の実施等を行い、自主防災組織の育成強化に努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

大規模な自然災害が発生した場合において、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかにされている。これは、武力攻撃災害の発生した場合においても同様な役割が期待される。

このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社山梨県支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要である。このため、市は、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化([緊急情報ネットワークシステム\(Em-Net\)](#)、[全国瞬時警報システム\(J-ALERT\)](#)、[電話](#)、[FAX](#)、[防災行政無線](#)、[防災情報システム](#))、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集及び連絡体制の整備に努める。

(3) 電気通信設備の優先使用

市は、国民保護措置に関する情報伝達で最優先に確保すべき通話について、一般加入電話をNTTの承諾を得て災害時優先電話として利用する。

(4) [電波法に基づく非常通信の利用](#)

[市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において有線通信が利用できないか、又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条及び第74条の2並びに非常通信規約に基づいて、非常通信を利用し、通信の確保を図る。](#)

[なお、非常通信における通報の内容は、人命の救助に関するものなど非常通信運用細則第7条の規定による。](#)

第4 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行う。このため、市は、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練に当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間、電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信、防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民への情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市では、防災行政無線（同報系）が整備されており、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に当たっては、これを有効に活用する。今後は、可聴範囲の拡大等を図る。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達、住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

資料編	安否情報関係様式	様式第1号	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
		様式第2号	安否情報収集様式（死亡住民）
		様式第3号	安否情報報告書

(2) 避難誘導時の情報収集

市は、安否情報の基礎情報となる避難地区における避難住民の人数、状況等の情報収集について、集合場所、避難手段等における収集方法をあらかじめ定める。

(3) 安否情報の整理、報告及び提供のための準備

市は、収集した安否情報を安否情報システム、既存の方式等で円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置、収集方法・収集先等）の確認を行う。

(4) 安否情報の収集のための準備

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先、通常の所在人数等）についてあらかじめ資料を整備し、備えておく。

また、報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者に周知するとともに、総務省令に定める様式第1号「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）」、様式第2号「安否情報収集様式（死亡住民）」及び様式第3号「安否情報報告書」の周知を図る。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編・被災情報の報告様式

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識及び理解が得られるよう研修及び訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。
--

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な

方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材、国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員の協力を得るほか、[県の職員](#)、[危機管理に関する知見を有する自衛隊及び警察の職員](#)、[テロ動向等危機管理の研究者](#)、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導、救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓及び課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災、地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関する必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制等に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(鉄道、バス等の運送事業者、公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- [避難行動要支援者名簿、個別避難計画](#)

資料編 関係機関連絡先一覧
指定避難場所一覧

(2) 近隣市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等[要配慮者](#)への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避

難について、[避難行動要支援者名簿及び個別避難計画](#)を活用しつつ、[要配慮者](#)の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換、避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 避難住民の誘導における関係機関との連携・協力

武力攻撃事態等における避難は、市の区域を越え、更には県域をも越えるような広域的な避難となることが想定されるため、平素から関係機関と連携を図り、避難住民の誘導に協力を求める。

ア 消防職員による避難住民の誘導

市長は、甲府地区広域行政事務組合の管理者及び峡北広域行政事務組合の理事に対し、避難住民の誘導の協力を求める。

イ 警察官等による避難住民の誘導

市長は、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、避難住民の誘導を行うよう要請する。

また、市は、あらかじめ警察署長等への要請を行うための連絡先を把握しておく。

2 避難実施要領のパターンの作成

市長は、知事の避難の指示に基づき、避難の誘導の実施方法等を定めた避難実施要領を直ちに策定しなければならない。

このため、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務大臣（消防庁）が作成するマニュアルを参考に、あらかじめ基本となる複数（管轄内避難、管轄外避難、県外避難等）の避難実施要領のパターンを次の類型に基づいて、市内での想定度が高い類型を中心に作成する。

この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等[避難行動要支援者](#)の避難の方法等について配慮する。

また、市長は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路（道路はどこを使用するのか）
- ② 避難の手段（徒歩、バス、鉄道）
- ③ その他避難の方法（集合場所、集合時間、集合方法等はどうするか）
- ④ 避難住民の誘導方法（誘導員同士の連絡方法、関係機関等の調整は）
- ⑤ 避難住民の誘導に関する職員の配置方法（警察署長等への要請手順等）

- ⑥ その他避難住民の誘導に関する事項
- ⑦ その他避難の実施に関する必要事項
(避難施設の名称、所在、連絡先、避難地域の情報、携行品、服装、追加情報の通知方法、一時的食料の給与方法)
- ⑧ [避難行動要支援者](#)の把握（民生委員、自治会と連携した高齢者、障がい者、外国人等の現況把握）
- ⑨ 避難における自家用車の使用禁止の明記

	類型	類型避難の態様
武力攻撃事態	弾道ミサイル攻撃 ・通常弾頭 ・核弾頭 ・生物剤弾頭 ・化学物質弾頭	・初動時は屋内避難 ・事態把握後は、その状況に応じた安全な地域への避難
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	
	航空機による攻撃	
	地上部隊と航空機による着上陸攻撃	・広域避難となる。（県内外避難）
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・危険地域からの避難 (市内の指定施設への避難)
	多数の人が集まる施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・大規模集客施設、ターミナル駅 ・鉄道の爆破等	・危険地域からの避難 (市内の指定施設への避難)
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・放射性物質を混入した爆弾等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地におけるサリン等の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入	・危険地域からの避難 (市内の指定施設への避難) (風向、二次感染の防止措置等を考慮する。)

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する輸送体制を整備するとともに、県と連携して市内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

【輸送力、輸送施設に関する情報】

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法等
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
 - ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
 - ③ ヘリポート等（名称、所在地、設置帯規模、管理者の連絡先等）

資料編 飛行場外離着陸場一覧
ヘリコプター主要発着場一覧

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【避難施設の指定に当たっての基準】

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所としての公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅固な建築物又は地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難所が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

資料編 指定避難場所一覧

6 避難地区に関する情報の整備等

市は、避難が円滑に実施されるようあらかじめ避難地区（地理的、行政区画、自治会等を単位）を設定するとともに、避難地区ごとの情報を収集し、常に最新の情報を備えるよう努める。

【避難地区に関する情報】

- ① 避難地区の名称
- ② 避難地区の所在地
- ③ 避難地区の世帯数及び人員数
- ④ 避難地区の[要配慮者](#)の人員数、住所、避難誘導の責任者及び要支援の内容

7 [避難行動要支援者](#)の把握等

市は、自ら避難することが困難な[避難行動要支援者](#)の避難を円滑に行うため、自治会、民生委員、自主防災組織等の地域住民の協力を得ながら、[避難行動要支援者の作成、個別避難計画の作成等、支援体制の構築](#)に努める。

併せて、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災、地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

8 避難住民の受入体制

市長は、本県の地理的条件等から国の対策本部長の県域を越える避難の指示を受けることを想定し、受入体制の整備に努める。

第3章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行う。このため、市は、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握等

市は、消防本部と連携を図りながら、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設について把握する項目】

① 施設の種類 ② 名称 ③ 所在地 ④ 管理者名
⑤ 連絡先 ⑥ 危険物質等の内容物 ⑦ 施設の規模

〈生活関連等施設の種類及び所管省庁〉

国民保護法施行令	各号	施設の種類	対象施設の根拠法	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	電気事業法	経済産業省
	2号	ガス工作物	ガス事業法	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	水道法	国土交通省、環境省
	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	総務省
	6号	放送用無線設備	放送法	総務省
	7号	水域施設、係留施設	港湾法	国土交通省
	8号	滑走路等旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法	国土交通省
	9号	ダム	河川管理施設等構造令	国土交通省
第28条	1号	危険物	消防法	総務省消防庁
	2号	毒劇物	毒物及び劇物取締法	厚生労働省
	3号	火薬類	火薬類取締法	経済産業省
	4号	高圧ガス	高圧ガス保安法	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力基本法	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力基本法	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬	医薬品医療機器等法	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	電気事業法	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律	各省庁（主務大臣）

	11号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	経済産業省
--	-----	------	-------------------------	-----------------------

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市は、備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材については、国がその整備及び整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

市は、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。このため、市は、国民保護に関する啓発、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、必要な事項を次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措饑の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字、外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災講演会等、自然災害に関する啓発事業との連携を図りながら消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合、地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」等）を防災に関する行動マニュアル等と併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

なお、市は、日本赤十字社、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合又は何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

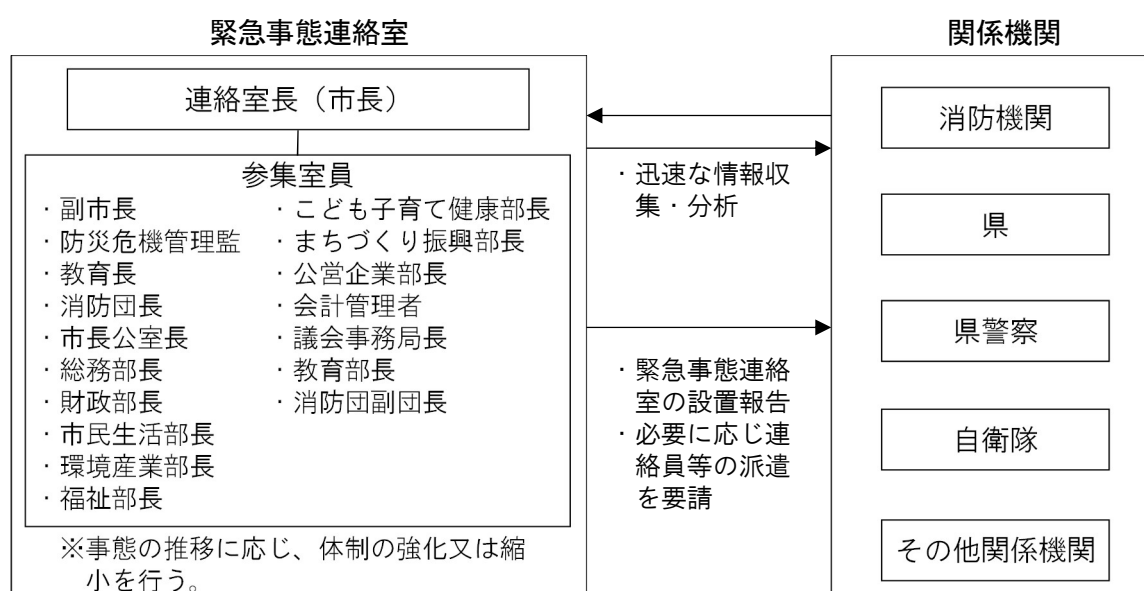
このため、市は、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、次のとおり定める。

1 緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長等、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

イ 緊急事態連絡室を設置する必要がある事案の場合は、情報収集体制をしき必要な職員による情報連絡を行う。



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員に報告する。
消防本部においても通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

〈市緊急事態連絡室の構成等〉

ウ 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助、救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設営の要請等の措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

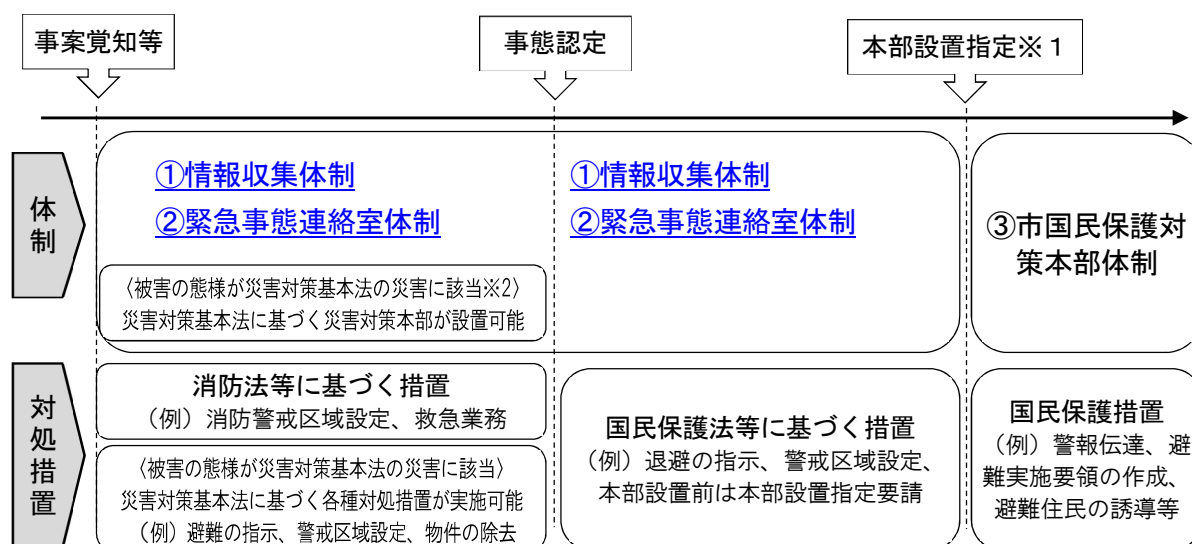
緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではない。そのため、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置していた場合は、その後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



①～③の体制は第2編第1章第1を参照のこと

※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、事前災害の他、大規模な火災・爆発や放射性物質の大量放出の事故等とされている。

〈体制と対処措置の流れ〉

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合、武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室体制をしき強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。

また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を受けた場合、次の施設に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

〈本部設置場所〉

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号
竜王庁舎	甲斐市篠原 2610	055-276-2111	055-276-7215

オ 本部長職務代理者

本部長が不在、登庁困難又は登庁に時間を要する場合は、次の順位で職務を代理する。

第1順位 [副市長](#)

第2順位 [防災危機管理監](#)

第3順位 [教育長](#)

カ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

キ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

〈本部の代替場所〉

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号
敷島庁舎会議室	甲斐市島上条 2254-1	055-277-3111	055-277-7950

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び業務分掌

市対策本部の組織構成及び各組織の業務分掌は、[市対策本部組織構成及び別表の市対策本部事務分掌](#)のとおりとする。

資料編 甲斐市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、住民に適時適切な情報提供及び行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う。「広報責任者」は、秘書課長をもって充てる。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ・CATV 放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ、[公式 SNS](#) 等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

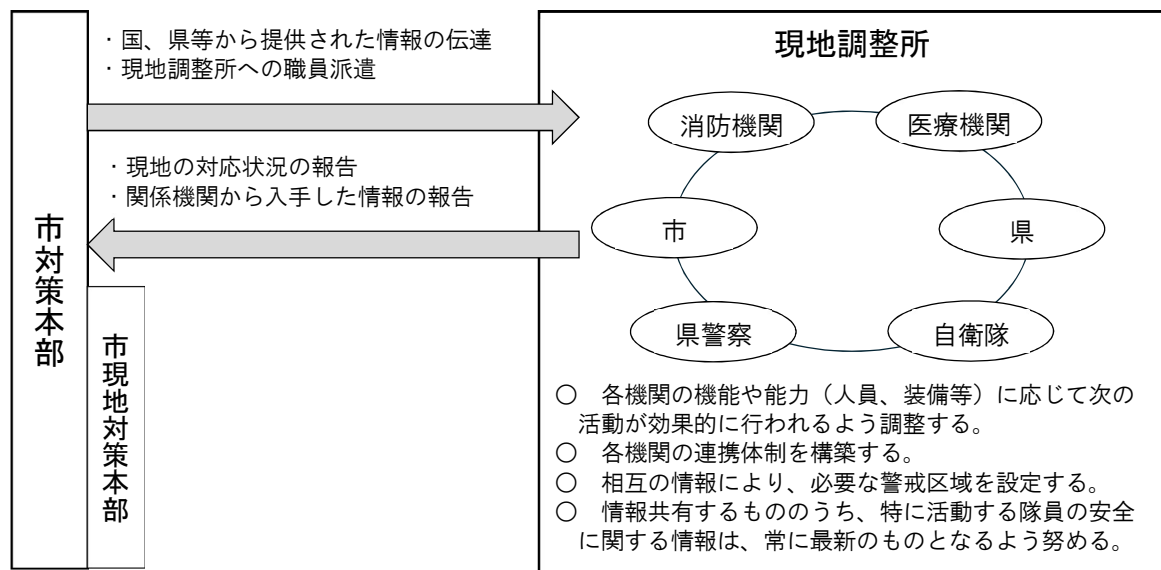
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療

機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



〈現地調整所の組織編成〉

【現地調整所について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有及び活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設・場所に置かれるのではなく、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置する。

また、市は、他の対処に当たる機関が既に現地調整所を設置している場合には、市の職員を積極的に参画させ、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護

措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(9) 市がその事務の全部又は大部分の執行不能時

市がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を市長に代わって知事が実施することとされている。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

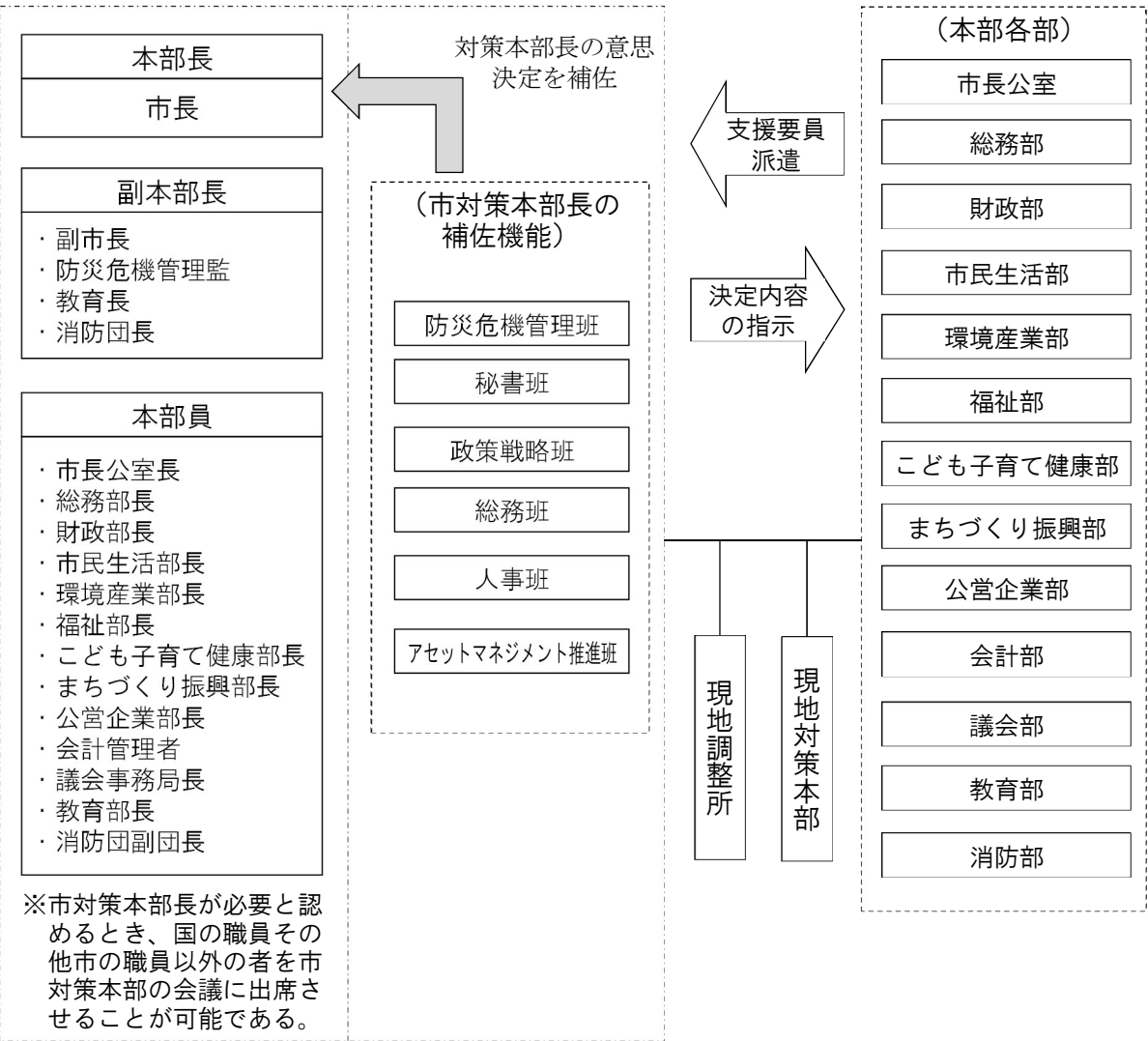
(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。



※市対策本部における決定事項をふまえて、各部課室において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

〈市対策本部組織構成〉

別表 市対策本部業務分掌

〈市対策本部事務分掌〉

各部・班共通事項	1 所管施設への警報伝達に関する事。 2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 3 所管関係団体への警報伝達に関する事。 4 所管関係団体の被害状況把握に関する事。 5 所管業務に関する情報収集、報告に関する事。 6 国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関する事。 7 国民保護措置に係る他部間の相互応援に関する事。 8 国民保護措置に要した経費の支払、精算に関する事。
----------	--

部名	班名	業務分掌
<u>防災危機管理班</u>		1 国民保護対策本部等に関する事。 2 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事。 3 住民に対する避難、退避の指示に関する事。 4 避難実施要領の策定に関する事。 5 住民の避難誘導の<u>指示</u>に関する事。 6 被災情報の取りまとめに関する事。 7 火災・災害等即報要領に基づく県及び消防庁への報告に関する事。 8 消防機関との連絡調整に関する事。 9 自衛隊の派遣要請に関する事。 10 <u>ガス、電気及び通信事業者との連絡調整に関する事。</u> 11 通信の確保に関する事。 12 <u>災害見舞金、弔慰金の支給に関する事。</u>
<u>市長公室</u>	<u>秘書班</u>	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 政府調査団等の被災視察に関する事。 3 国民保護に係る広報に関する事。 4 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関する事。 5 災害現場等の記録に関する事。 6 <u>部内の連絡調整に関する事。</u> 7 <u>防災危機管理班の応援に関する事。</u>
	<u>政策戦略班</u>	1 県への要望事項の取りまとめに関する事。 2 復旧事業に関する総合調整に関する事。 3 災害復旧活動の応急対策の計画推進に関する事。 4 復興計画に関する事。 5 <u>避難所の開設及び運営協力に関する事。</u>
<u>総務部</u>	<u>総務班</u>	1 国民の権利利益救済に係る文書保存に関する事。 2 被災外国人の支援に関する事。 3 公用車の管理及び運用に関する事。 4 緊急物資輸送車両の確保及び連絡調整に関する事。 5 情報システム及びデータ等の保守、管理に関する事。 6 <u>特殊標章等（赤十字標章を除く。）の交付に関する事。</u> 7 <u>庁舎の被害状況把握及び応急対策に関する事。</u> 8 <u>避難所の開設及び運営協力に関する事。</u> 9 <u>防災危機管理班の応援に関する事。</u>
	<u>人事班</u>	1 職員の動員、派遣、受入れ、あっせんに関する事。 2 被災職員の福利厚生に関する事。 3 職員の服務、手当に関する事。

		4 職員の安否、補償に関する事。 5 職員の健康、食事に関する事。 6 <u>総務班の応援に関する事。</u>
	<u>アセットマネジメント推進班</u>	1 公有財産の被害状況把握及び応急対策に関する事。 2 物資及び資材等の設備、整備に関する事。 3 <u>応急対策に要する資機材等の調達に関する事。</u> 4 <u>総務班の応援に関する事。</u>
	<u>敷島市民地域班</u>	1 敷島地区の情報収集、伝達及び広報に関する事。 2 敷島地区の地域住民及び自主防災組織との連絡調整に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 4 出張所との連絡調整に関する事。 5 支所庁舎、所管施設の管理及び防災応急対策に関する事。 6 福祉、保健、農林、商工、道路、河川、環境衛生関係の被害状況の収集、報告及び応急対策に関する事。 7 <u>市民生活部、環境産業部、福祉部、こども子育て健康部、まちづくり振興部の応援に関する事。</u>
	<u>双葉市民地域班</u>	1 双葉地区の情報収集、伝達及び広報に関する事。 2 双葉地区の地域住民及び自主防災組織との連絡調整に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 4 出張所との連絡調整に関する事。 5 支所庁舎、所管施設の管理及び防災応急対策に関する事。 6 福祉、保健、農林、商工、道路、河川、環境衛生関係の被害状況の収集、報告及び応急対策に関する事。 7 <u>市民生活部、環境産業部、福祉部、こども子育て健康部、まちづくり振興部の応援に関する事。</u>
<u>財政部</u>	<u>財政班</u>	1 国民保護措置関係予算に関する事。 2 本部活動、その他災害経理に関する事。 3 <u>政策戦略班の応援に関する事。</u> 4 <u>部内の連絡調整に関する事。</u> 5 <u>防災危機管理班の応援に関する事。</u>
	<u>税務班</u>	1 家屋被害の調査に関する事。 2 <u>税の減免</u>に関する事。 3 避難所の開設及び運営協力に関する事。 4 <u>財政班の応援に関する事。</u>
	<u>収納班</u>	1 <u>避難所の開設及び運営協力に関する事。</u> 2 <u>税等の徴収猶予に関する事。</u> 3 <u>財政班の応援に関する事。</u>
<u>市民生活部</u>	<u>市民戸籍班</u>	1 安否情報の収集に関する事。 2 生活関連物資の需給調整に関する事。 3 人権擁護に関する事。 4 避難住民等の救援に関する事。 5 被害者の実態調査及び被害状況の調査・集計に関する事。 6 <u>避難所</u>の設置、運営及び管理に関する事。 7 避難状況の報告に関する事。 8 被災者名簿に関する事。 9 応急仮設住宅の入居者の選考に関する事。 10 <u>部内の連絡調整に関する事。</u> 11 <u>防災危機管理班の応援に関する事。</u>

	保険班	1 国民健康保険の<u>資格確認書</u>等の再交付に関すること。 2 <u>国民健康保険税及び一部負担金の減免等</u>に関すること。 3 <u>後期高齢者医療資格確認書</u>の再発行に関すること。 4 <u>後期高齢者医療保険料及び一部負担金の徴収猶予及び減免申請に関すること。</u> 5 国民<u>年金</u>保険料の免除申請に関すること。 6 <u>市民戸籍班の応援に関すること。</u>
	市民協働推進班	1 <u>竜王地区の地域住民及び自主防災組織との連絡調整に関すること。</u> 2 災害による遺体の火葬及び埋葬に関すること。 3 災害による遺体の収容、安置、処理に関すること。 4 <u>入浴施設の確保に関すること。</u> 5 観光客に対する情報提供に関すること。 6 観光施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 7 観光客の安全確保及び避難誘導に関すること。 8 <u>双葉市民地域班の応援に関すること。</u>
	スポーツ振興班	1 社会体育施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 社会体育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 3 社会体育団体との連絡調整に関すること。 4 <u>社会体育施設における指定避難所の開設及び運営の協力に関すること。</u> 5 食料及び生活必需品の確保及び配分に関すること。 6 義援物資に関すること。 7 <u>市民戸籍班の応援に関すること。</u>
	脱炭素社会推進班	1 環境森林班の応援に関すること。 2 建設班の応援に関すること。 3 市民協働推進班の応援に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 防災危機管理班の応援に関すること。
環境産業部	環境森林班	1 <u>林産物、山林、林業関連施設等</u>の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 化学剤等による汚染拡大防止に関すること。 3 土壌の監視、保全に関すること。 4 廃棄物<u>及びし尿</u>の処理に関すること。 5 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 6 被災時における動物愛護に関すること。 7 広域事務組合との連絡調整に関すること。 8 <u>建設班の応援に関すること。</u> 9 <u>市民協働推進班の応援に関すること。</u>
	産業創造班	1 商工業関係の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 被災事業所に対する融資に関すること。 3 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 4 <u>双葉市民地域班の応援に関すること。</u> 5 <u>農政班の応援に関すること。</u>
	農政班	1 <u>農産物、農地、農畜産関連施設等</u>の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 農道の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 家畜の防疫対策に関すること。 4 死亡獣畜の収集、処理に関すること。 5 食料及び生活必需品等の確保及び配分の応援に関すること。

		6 被災農業者に対する融資に関する事。 7 農業関係団体との連絡調整に関する事。 8 <u>敷島市民地域班の応援に関する事。</u>
<u>福祉部</u>	<u>福祉班</u>	1 災害ボランティアの受入れに関する事 <u>(社会福祉協議会)</u>。 2 <u>社会福祉団体</u>との連絡調整に関する事。 3 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 4 民生委員・児童委員との連絡調整に関する事。 5 <u>要配慮者</u>の安全確保及び支援体制に関する事。 6 <u>部内の連絡調整に関する事。</u> 7 <u>福祉避難所（各保健福祉センター）の開設及び運営に関する事。</u> 8 <u>避難所の開設及び運営協力に関する事。</u> 9 <u>防災危機管理班の応援に関する事。</u>
	<u>障がい者支援班</u>	1 <u>要配慮者</u>の安全確保及び支援体制に関する事。 2 <u>福祉避難所（障がい者福祉施設）の開設及び入所に関する事。</u> 3 <u>障がい者福祉施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。</u> 4 <u>福祉班の応援に関する事。</u>
	<u>長寿推進班</u>	1 <u>要配慮者</u>の安全確保及び支援体制に関する事。 2 介護保険料の減免に関する事。 3 養護老人ホーム等への避難入所に関する事。 4 <u>福祉避難所（高齢者福祉施設）の開設及び入所に関する事。</u> 5 <u>高齢者福祉施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。</u> 6 <u>福祉班の応援に関する事。</u>
<u>こども子育て健康部</u>	<u>子育て支援班</u>	1 保育児童等の安全措置、安否確認及び保護者への引渡しに関する事。 2 保育施設、児童館等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 <u>要配慮者</u>の安全確保及び支援体制に関する事。 4 <u>臨時保育所の開設に関する事。</u> 5 <u>部内の連絡調整に関する事。</u> 6 <u>避難所の開設及び運営協力に関する事。</u> 7 <u>防災危機管理班の応援に関する事。</u>
	<u>健康増進班</u>	1 救護所の設置に関する事。 2 被災者に対する医療<u>救護</u>に関する事。 3 医療助産活動に関する事。 4 感染症の予防防疫に関する事。 5 食品衛生及び保健衛生に関する事。 6 赤十字標章等の申請に関する事。 7 被災者への臨時健康相談、健康診断に関する事。 8 避難所への巡回相談に関する事。 9 被災住民に対するこころのケア対策に関する事。 10 保健福祉センターとの連絡調整に関する事。 11 医師会及び医療機関への協力要請に関する事。 12 医薬品、衛生材料の調達に関する事。 13 劇薬物等の安全確保に関する事。 14 <u>子育て支援班の応援に関する事。</u>
<u>まちづくり振興部</u>	<u>建設班</u>	1 応急復旧資材の確保、供給に関する事。 2 応急用住宅資材の確保、供給に関する事。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 4 道路情報の収集、伝達に関する事。 5 交通規制に関する事。

		6 障害物除去に関すること。 7 建設・土木業者等との連絡調整に関すること。 <u>8 部内の連絡調整に関すること。</u> <u>9 防災危機管理班の応援に関すること。</u>
	<u>都市計画班</u>	1 緊急輸送道路、避難路の確保に関すること。 2 公園施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 公園施設の安全点検に関すること。 <u>4 公共交通機関の運行状況の把握及び利用者への情報提供に関すること。</u> <u>5 避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること。</u> <u>6 建設班の応援に関すること。</u>
	<u>建築住宅班</u>	1 市営住宅の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理・診断に関すること。 3 被災住宅の再建支援に関すること。
<u>公営企業部</u>	<u>上下水道業務班</u> <u>上下水道工務班</u>	【上水道】 1 飲料水の確保に関すること。 2 水道の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 水質の監視、保全に関すること。 4 他市町村との相互応援給水に関すること。 5 水道用資機材の調達に関すること。 6 水道施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 7 応急給水、応急給水場所に関すること。 8 水源の確保に関すること。 9 避難所の給水施設等点検調整に関すること。 10 各配水区域の配水計画、配水弁等の調整並びに各施設の連絡統計及び報告に関すること。 11 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 【下水道】 1 下水道施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 農業集落排水施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 仮設トイレ・マンホールトイレの設置に関すること。 4 下水道指定工事事業者との連絡調整に関すること。 【上下水道業務班】 <u>1 部内の連絡調整に関すること。</u> <u>2 防災危機管理班の応援に関すること。</u> 【上下水道工務班】 <u>1 建設班の応援に関すること。</u>
<u>会計部</u>	<u>会計班</u>	1 災害経費の出納に関すること。 2 義援金等の受付、保管に関すること。 <u>3 避難所の開設及び運営協力に関すること。</u> <u>4 防災危機管理班の応援に関すること。</u>
<u>議会部</u>	<u>議会班</u>	1 市議会との連絡調整に関すること。 2 市議会の応急対策活動に関すること。 <u>3 避難所の開設及び運営協力に関すること。</u> <u>4 防災危機管理班の応援に関すること。</u>
<u>教育部</u>	<u>教育総務班</u>	1 学校施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 <u>学校施設</u>における <u>指定</u>避難所の開設及び運営の<u>協力</u>に関すること。 3 学校施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。

		4 部内の連絡調整に関する事。 5 防災危機管理班の応援に関する事。
	学校教育班	1 児童・生徒の安全確保及び保護者への引渡しに関する事。 2 被災児童・生徒の学用品の支給に関する事。 3 被災児童・生徒の保健管理に関する事。 4 被災児童・生徒の学校給食に関する事。 5 教育総務班の応援に関する事。
	生涯学習文化 班	1 社会教育施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 2 社会教育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関する事。 3 社会教育団体との連絡調整に関する事。 4 文化財の保護に関する事。 5 食料及び生活必需品の確保及び配分に関する事。 6 義援物資に関する事。 7 図書館施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 8 図書館施設利用者の避難誘導及び安全確保に関する事。 9 教育総務班の応援に関する事。 10 社会教育施設における指定避難所の開設及び運営の協力に関する事。
消防部	消防班	1 住民への災害情報の伝達に関する事。 2 消防に関する事。 3 避難の 指示 の伝達に関する事。 4 避難誘導・救出に関する事。 5 被害情報の収集及び報告に関する事。 6 死体及び行方不明者の捜索に関する事。 7 消防資機材等の保管及び運用に関する事。 8 防災危機管理班の応援に関する事。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することが必要である、このため、市は、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊山梨地方協力本部長又は市協議会委員たる陸上自衛隊[東部方面特科連隊](#)長を通じて、東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。
 - (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行

政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。

ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

7 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織、自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市、市社会福祉協議会、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。

災害発生後は、市社会福祉協議会が設置運営する「甲斐市災害ボランティアセンター」が受入れ、派遣調整、活動支援等行うものとし、市は市所有の公共施設と必要な資機材等可能な限り提供して、災害ボランティアが効果的に活動できる環境づくりに努める。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、県及び関係団体等との情報共有体制等の連携を強化する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

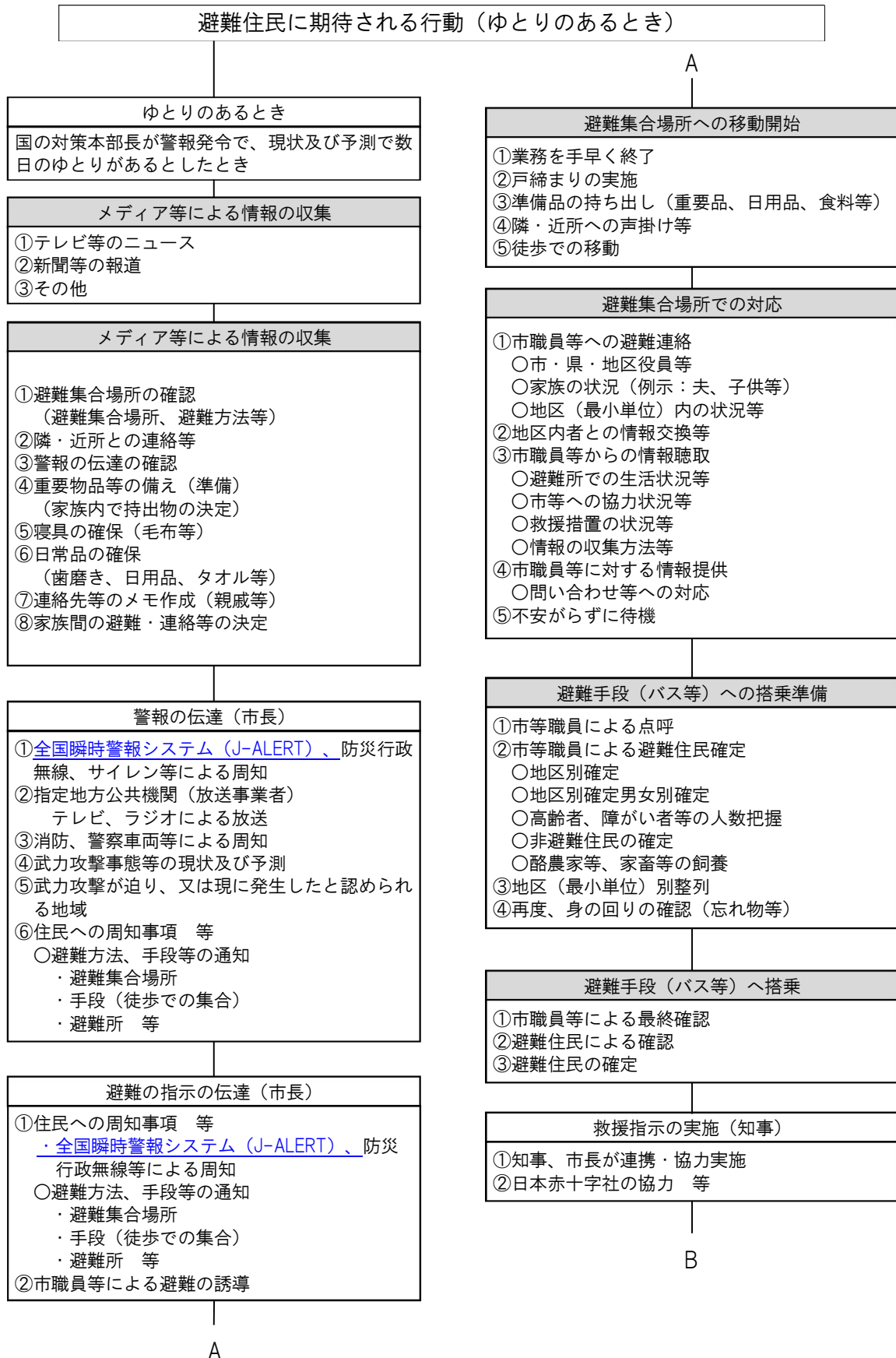
9 住民への協力要請

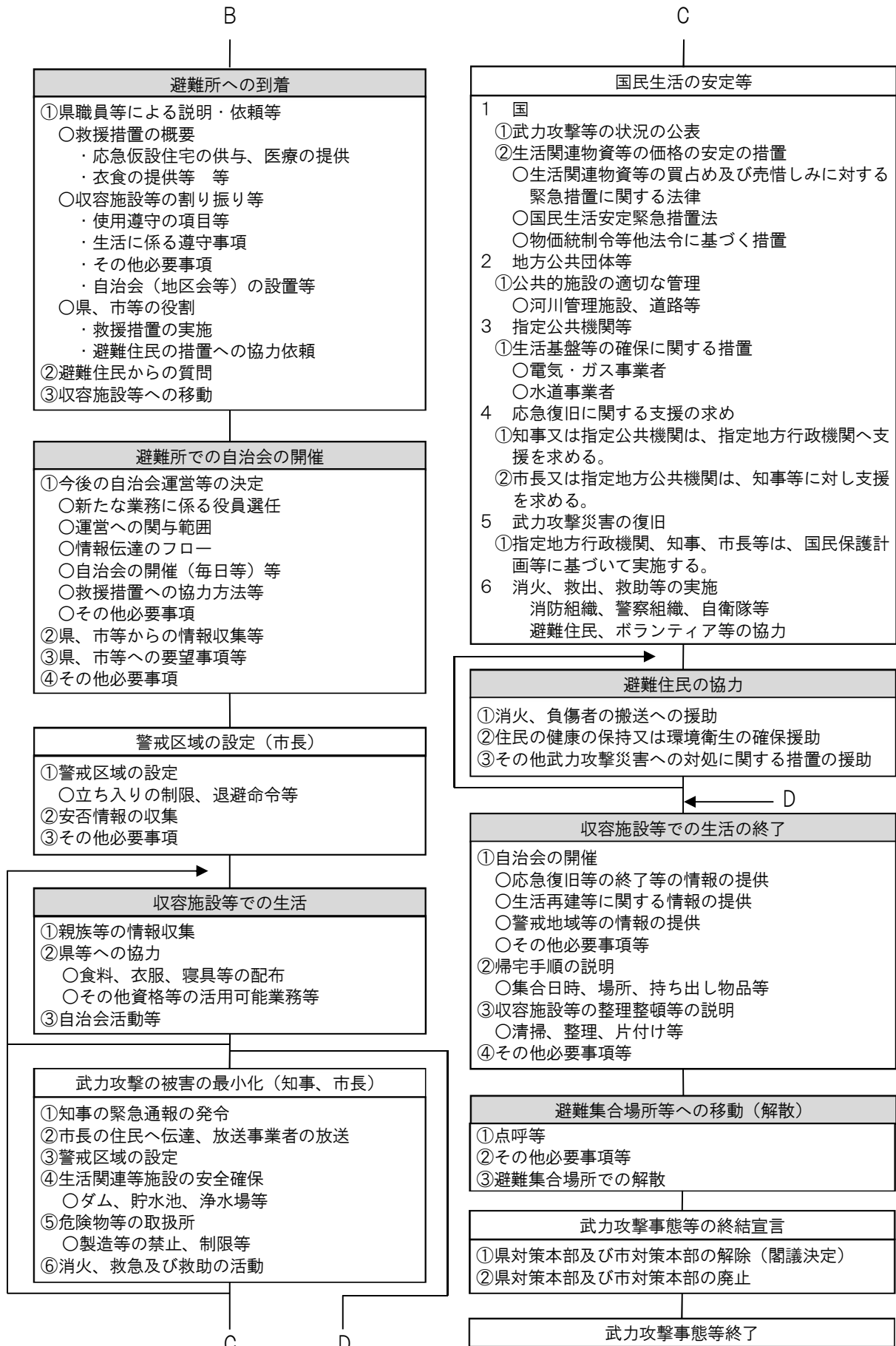
市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

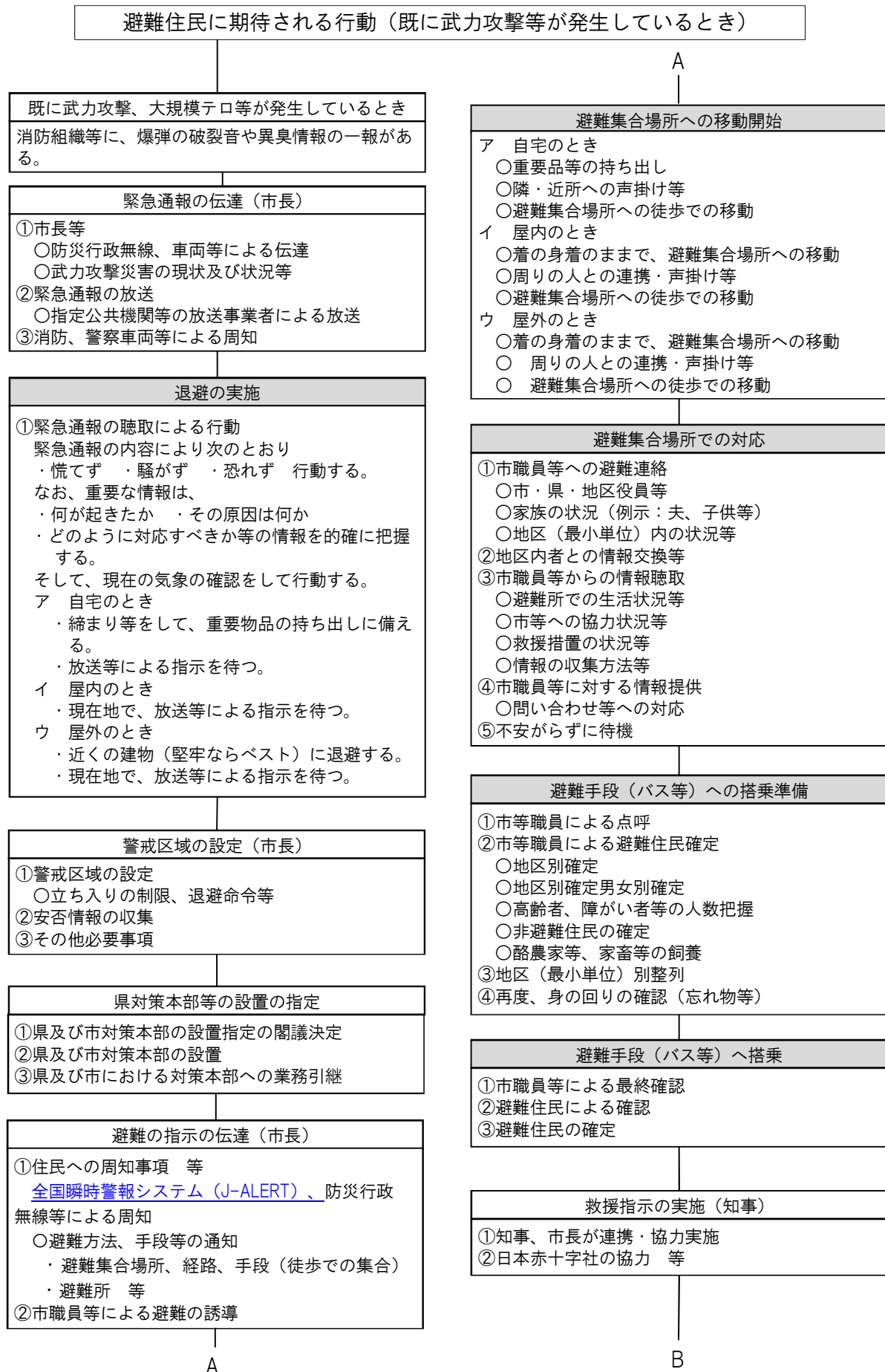
- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保

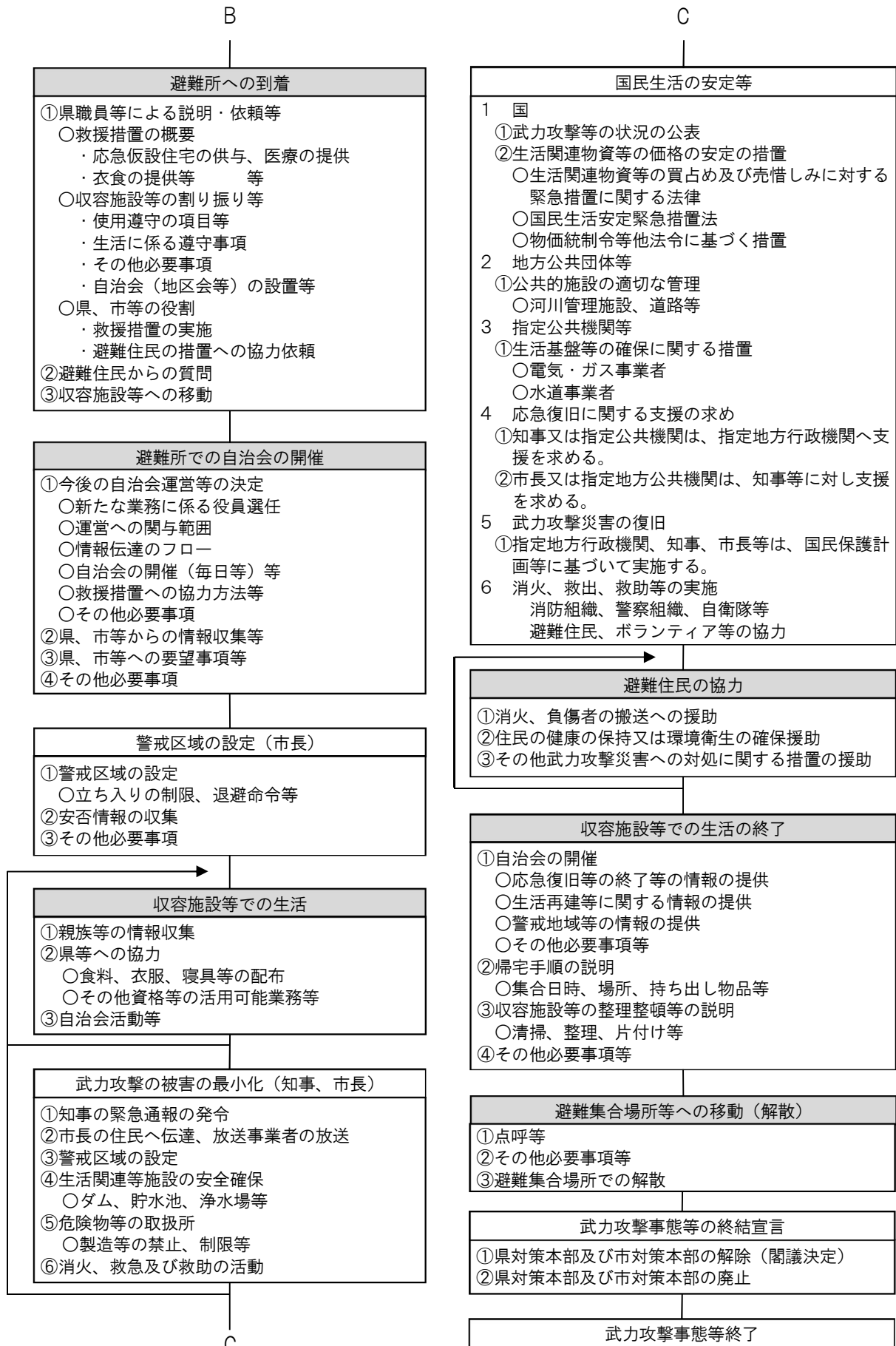
10 避難住民に期待される行動

避難住民に期待される行動は、次のとおりである。









第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要である。このため、市は、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の発令

国の対策本部長は、武力攻撃事態等が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときには、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令し、総務大臣（消防庁）を経由して知事に通知することとされている。

国から通知される警報内容は、次のとおりである。

ア 武力攻撃事態等の現状及び予測

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

ウ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

(2) 警報の通知

ア 知事は、総務大臣（消防庁）から警報の通知を受けたときには、防災行政無線、一斉 FAX システム等により、直ちに、その内容を、市長等に通知し、その受信確認を行うものとする。

イ 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知することとされている。

ウ 知事は、放送の速報性から、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知することとされている。

(3) 警報の内容の伝達

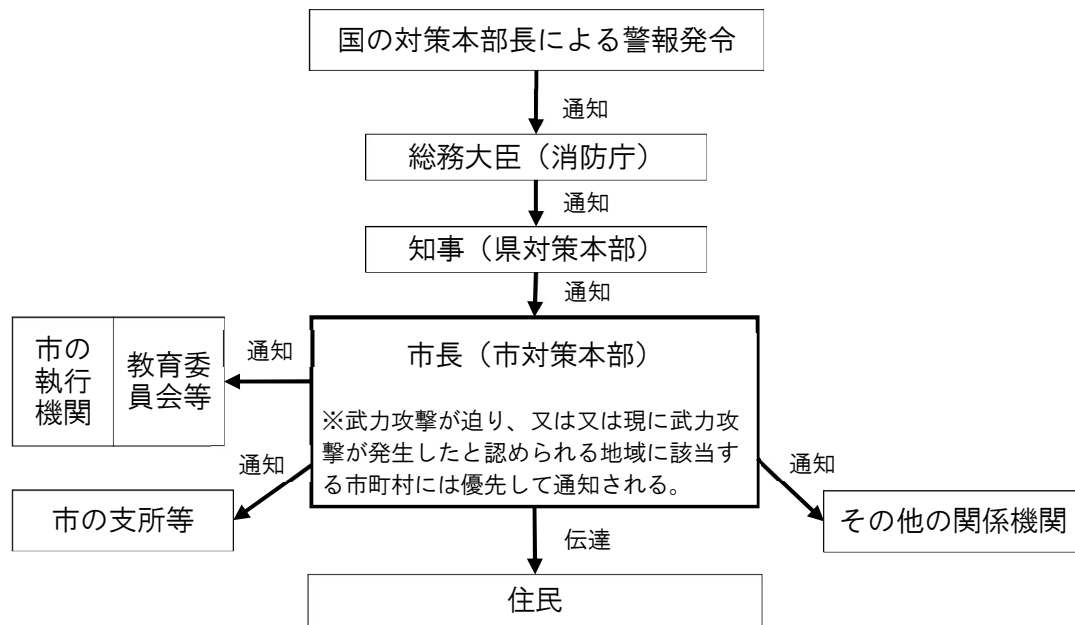
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、診療所、学校等）に警報の内容を伝達する。

(4) 警報の内容の通知

ア 市は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、老人福祉センター、コミュニティセンター、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ、[公式 SNS](#) に警報の内容を掲載する。

※市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおりである。



〈市長から関係機関への警報の通知・伝達〉

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当分の間は、現在本市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など[全国瞬時警報システム（J-ALERT）](#)、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線、ホームページ、[公式SNS等](#)の手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うこととし、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会、[要配慮者](#)等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、[要配慮者](#)について、防災・福祉関係部局との連携の下で[避難行動要](#)

[支援者名簿、個別避難計画](#)を活用するなど、[要配慮者](#)に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

- (1) 住民及び関係機関への伝達及び通知

市が県から緊急通報を受けたときの住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

- (2) 大規模施設等の管理者への連絡

市は、「警報の内容の伝達等」に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努めるものとする。

第2 避難住民の誘導等

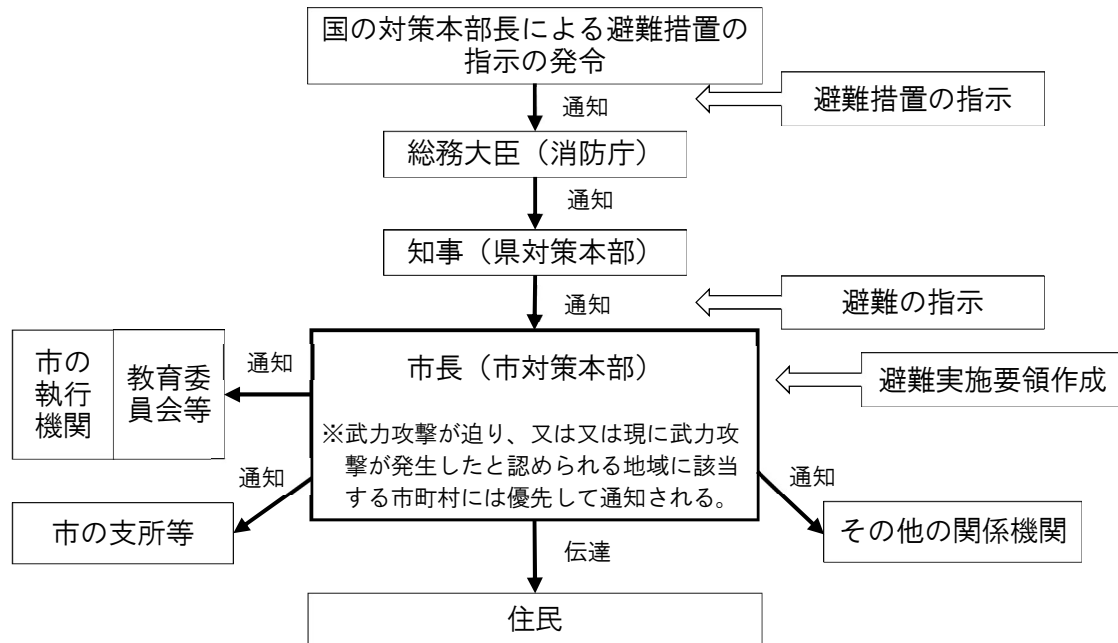
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。これは、住民の生命、身体、財産を守るための市の責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報、現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

なお、知事による避難の指示の内容は、次のとおりである。

- ① [要避難地域](#)
- ② [避難先地域](#)
- ③ [住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要](#)
- ④ [主要な避難経路](#)
- ⑤ [避難のための交通手段](#)
- ⑥ [その他避難の方法](#)



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

〈市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〉

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意事項

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。

〈避難実施要領の策定の留意事項〉

項目	留意事項	作成例
ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。	甲斐市〇〇1-2、1-3の住民は「〇〇〇〇」、甲斐市△△1-1の住民は〇〇事業所を避難の単位とする。
イ 避難先	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。	避難先：甲斐市〇〇2-3にある〇〇体育館
ウ 一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。	集合場所：甲斐市〇〇2-1の〇〇小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。
エ 集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。	バスの発車時刻：〇月〇日15:20、15:40、16:00
オ 集合に当たっての留意事項	集合後の近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	集合に当たっては、高齢者、障がい者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。
カ 避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。	集合後は、JR中央本線A駅から、〇月〇日の15:30から〇〇分間隔で運行する〇〇市〇〇駅行きの電車で避難を行う。〇〇市〇〇駅に到着後は、〇〇市及び甲斐市職員の誘導に従って、徒歩で〇〇高校体育館に避難する。
キ 市職員、消防職団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。	
ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応	高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	誘導に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。
ケ 要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。	避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。
コ 避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。	避難誘導要員は、〇月〇日18:00に避難住民に対して、食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。
サ 避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。	携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で

		動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしつかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。
シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。	緊急連絡先：甲斐市対策本部TEL 055-276-2111 (担当：防災危機管理課)

資料編 指定避難場所一覧

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

カ 要援護者の避難方法の決定 ([避難行動要支援者名簿](#)、[個別避難計画](#))

キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 (平成16年法律第114号) 第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝

達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

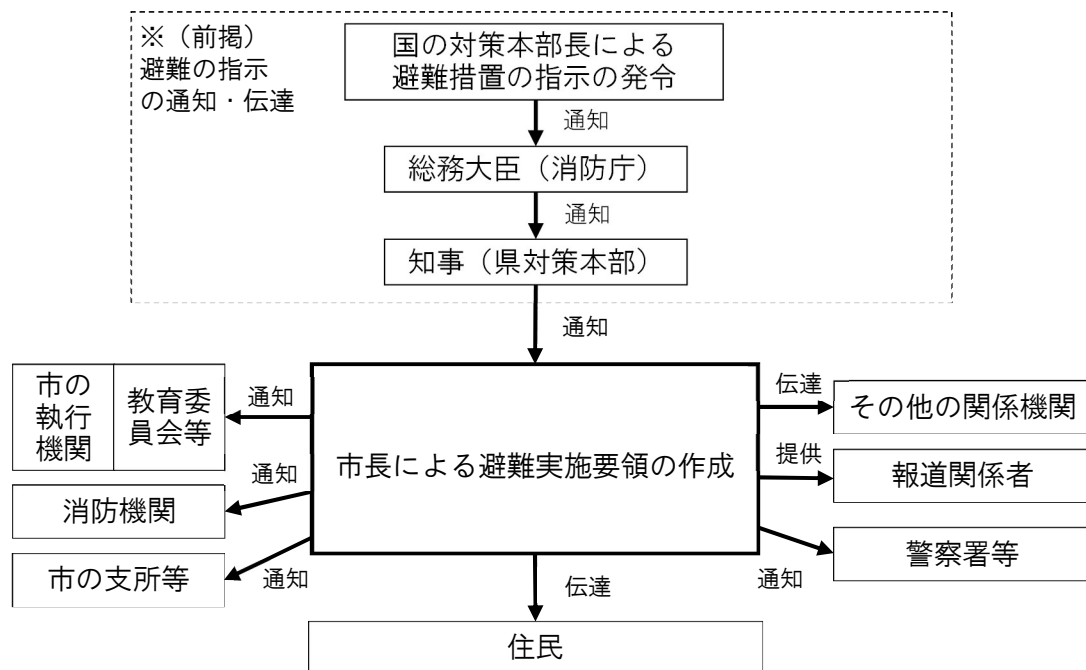
また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊山梨地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

【避難実施要領の伝達先等】

伝達先：住民及び関係のある公私の団体（自治会、農協等）

通知先：市の他の執行機関、知事、消防長、警察署長、自衛隊山梨地方協力本部長その他関係機関

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



〈市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達〉

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、また消防本部の協力を得て避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

この場合において、「避難行動要支援者名簿」を用いて自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、消防団、警察、消防の避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導を優先することに配慮する。

また、市長は、避難住民を誘導するとき、必要に応じ、食料、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努める。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、市長は、関係消防組合の管理者若しくは理事に対し、関係消防組合の消防長等に必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

このため、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、関係消防本部並びにそれらの管理者及び理事と十分な調整を行うものとする。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、[要配慮者](#)に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

市長は、警察官等が避難住民を誘導している場合において、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求めることができるほか、避難住民の生命又は身体保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、[要配慮者](#)への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも

多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 市区域外からの避難住民の受入れ

市長は、市が他市町村の避難先地域と指示されたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

(14) 避難指示の解除の伝達等

市長は、知事が要避難地域の全部又は一部について避難指示を解除した場合には、その旨を住民等に伝達する。

避難の指示の解除の伝達及び通知については、原則として避難の指示の場合と同様とする。

(15) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

4 武力攻撃事態等における避難の類型と対応

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

ア 国の対策本部長から、弾道ミサイル攻撃に伴う警報が発令された場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要となる。

このため、市は、屋内に避難をさせる場合には、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類及び被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うため、市は、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難の指示を行う。

※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

↓

（その他、記者会見等による国民への情報提供）

知 事

避難の指示

↓

市 長

避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 市長は、国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域の住民を迅速に避難させる。

イ ゲリラ又は特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、攻撃当初は身体への直接の被害を避けるために、屋内への一時的な避難措置の指示もあり得る。その後、

移動の安全が確認された場合には、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。

ウ 市長は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待っていない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

(3) 航空機による攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であることから、航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(4) 着上陸侵攻の場合

ア 市長は、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱防止に努め、早期に広範な地域の住民を避難させるための輸送力の確保に努める。

イ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

(5) NBC 攻撃の場合

ア 市長は、NBC 攻撃の場合の避難においては、防護服を保有する消防機関、警察機関、自衛隊への要請等、必要な措置を講じる。

イ 避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させ、マスク、折りたたんだハンカチ等を口や鼻にあてさせることなどに留意する。

(ア) 核攻撃等の場合

核爆発に伴う、熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させるとともに、外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。

(イ) 生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

(ウ) 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気か

第3編 武力攻撃事態等への対処
第4章 警報及び避難の指示等

らの密閉性の高い部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

【救援に関する措置】

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」([平成 25 年内閣府省告示第 229 号](#)。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、[内閣総理大臣](#)に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

資料編 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 避難住民等を受け入れたときの対応

市長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、備蓄している物資又は資材を必要に応じて供給する。

(4) 物資及び資材の供給の要請

市長は、住民の避難及び避難住民等の救援に当たって、備蓄する物資又は資材が不足し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

4 [要配慮者](#)に対する配慮

(1) 情報伝達への配慮

市は、県と協力し、避難住民中の[要配慮者](#)への正確な災害情報等の伝達のため、避難施設の管理者と連携し、次のことに配慮する。

ア ラジオ、テレビの設置

イ 新聞記事の配布

ウ 災害情報及び生活関連情報の文字による提供

エ 視覚障がい者に対し、文字情報を読み上げ伝達する支援員の配置等

オ 聴覚障がい者に対し、手話通訳者の派遣等

(2) 収容施設の運営等に対する配慮

避難所では、[要配慮者](#)の人権を尊重し、介護等が受けられる専用のスペース（福祉避難室）をあらかじめ確保するとともに、医薬品、食品、寝具等の要救援物資が確実に配布されるように配慮する。

また、介護を要したり、集団生活でストレスを受けやすい[要配慮者](#)に対しては、専用避難

所（福祉避難所）を確保し、体調が悪化しないよう居住環境を整備するとともに、保健医療介護の知識、経験を有する相談員や障害種別に対応できる介護者の配置に配慮する。

(3) 応急仮設住宅等の供与

応急仮設住宅等を建設する場合については、[要配慮者](#)の利用に配慮した施設、設備のバリアフリー化に努める。

(4) 支援ニーズの把握等

避難所では、[要配慮者](#)の生活支援に配慮して、介護等を専門に行うボランティアなどを配置するなど適切な運営体制に努める。

5 健康への配慮

(1) 健康相談の実施

市は、県と連携し、環境の変化等から生ずる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、医療関係者による定期的な巡回指導、相談を実施する。

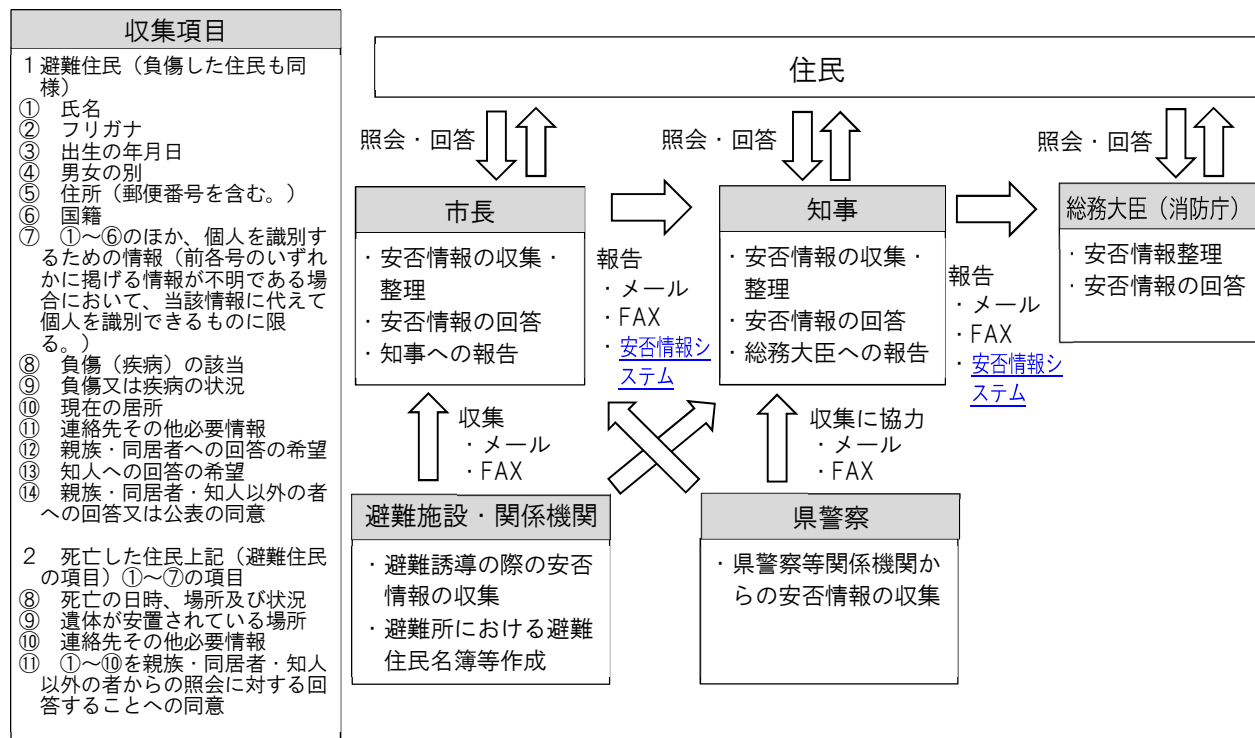
また、ボランティアや救援等の従事者の健康への配慮に努める。

(2) 心の健康相談の実施

市は、県と連携し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）など精神的に不安を抱えた避難住民等の心の健康問題に対応するため、相談窓口を開設する。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものである。市は、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。



〈安否情報収集・整理・提供の流れ〉

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

なお、市が安否情報を収集するに当たっては、安否情報省令第1条に基づき、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行う。

資料編 安否情報関係様式 様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務

の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話による口頭での報告を行う。

資料編 安否情報関係様式 様式第3号 安否情報報告書

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭、電話、電子メール等での照会も受け付ける。

資料編 安否情報関係様式 様式第4号 安否情報照会書

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編 安否情報関係様式 様式第5号 安否情報回答書

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社山梨県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要がある。市は、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供、防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、市は、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要がある
と認めるときは、住民に対し主に次の事項を内容とした退避の指示を行う。

- ア 退避すべき理由
- イ 危険地域
- ウ 退避場所
- エ 住民の退避の方法
- オ 携行品
- カ その他注意事項

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇区 1-3、△△区 1-4」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物等屋内に一時退避すること。
- 「〇〇区 1-3、△△区 1-4」地区の住民については、〇〇の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラ又は特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車、[公式 SNS](#) 等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報、市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

市長は、警戒区域の設定について、次の方法等により行う。

ア 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。

イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。

ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

ア 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるとともに、直ちに県に通知する。

イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 事前措置

(1) 市長による事前措置等

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入っている野積みされたドラム缶等、被害を拡大させるおそれのある設備又は物件の管理者等に対し、当該設備・物件の除去、保安その他必要な措置を講ずるため指示する。

(2) 警察署長による事前措置

警察署長は、知事又は市長から要請があったときは、同様に指示する。

4 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、

次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

なお、国民保護法施行令による応急公用負担の手続きは、次のとおりである。

ア 市長又は知事は、占有者、所有者その他土地建物等について、権原を有する者に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項を通知するものとする。

イ 当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、市役所又は県の事務所に掲示する。

ウ 工作物又は物件を保管した場合の公示事項

（ア）保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

（イ）保管した工作物等の所在した場所及びその工作物を除去した日時

（ウ）その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

（エ）（ア）～（ウ）のほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

エ 工作物等を保管した場合の公示の方法

（ア）公示事項を保管を始めた日から起算して14日間、市役所又は県の事務所に掲示する。

（イ）（ア）の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市役所若しくは県の公報又は新聞に掲載する。

（ウ）市長又は知事は、上記の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を市役所又は県の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならないものとする。

オ 市長又は知事は、保管した工作物等が滅失し、破損するおそれがあるとき、又は保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができるものとする。

カ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

キ 公示の日から起算して6か月を経過してもなお工作物を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市長又は知事の統括する市又は県に帰属する。

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等、被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他

の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し及び軽減することとされている。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うこととされ、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 本市が被災を免れ、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたとき、市長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設

備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

(9) 知事等の指示への対処

ア 市長は、知事等から武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

イ 市長は、消防庁長官の指示を受けた知事から、県外の被災市町村の消防の応援又は支援に関する必要な措置を講ずべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設等の特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行うこととされている。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とされている。

(3) 市等が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、一部事務組合により管理している施設について、市は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入った大量のドラム缶等、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対し、当該設備等の除去、移

動、使用の一時制限、保安等の措置を行うことを指示する。

第4 NBC 攻撃による災害への対処等

市は、NBC 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

市は、NBC 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる場合については、要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる場合については、要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行う。

また、市長（緊急の必要があると認めるときは知事）は、迅速に警戒区域の設定、立入制限

の措置を行う。

なお、市長若しくは知事による措置を待ついとまがないと認めるとき、又は要請があったときは、警察官は同様の措置をすることができる。これらの措置を行うことができる者がその場にいない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が執行する。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる場合については、要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集等の活動を行う。警戒区域の設定、立入制限の措置の執行については、生物剤の場合と同様である。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

5 市長及び関係消防組合の管理者若しくは理事の権限

市長又は関係消防組合の管理者若しくは理事は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、消防本部、消防署の協力を得て、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使するものとする。

〈汚染の拡大防止の措置〉

	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は関係消防組合の管理者若しくは理事は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当

該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知するものとする。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示するものとする。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行うものとする。

〈建物・場所への権限行使時の掲示事項〉

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは理事は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所及び県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、一新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

資料編 被災情報の報告様式

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、市は、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次の措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合、避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制の整備に努める。

この場合において、武力攻撃災害等による被災者の精神的ショックや厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするとともに、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、被災地及びその周辺の防疫を実施する。この場合において、市の被害が甚大で市のみでは実施不可能な場合は、県に応援を求め、実施する。

ア 市は、保健所等関係機関と連携をとり、被災地の状況を把握するとともに、被災の規模及び態様に応じて、迅速な防疫活動ができる体制を整備し、必要に応じて適切な措置を行う。

イ 感染症の発生及びまん延を未然に防止するため、避難施設又は衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、[「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）及び甲斐市災害廃棄物処理基本計画（令和5年2月）](#)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

ア 地方税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

イ 公有財産の貸付等の特例

市は、国民保護措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省及び県の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

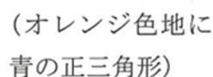
【特殊標章等の意義について】

(1) 特殊標章等

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所



(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成し、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

交付権者	特殊標章等を交付及び使用させる職員
市長	・市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防団長及び消防団員 ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消防長	・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、[ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義](#)及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場等の様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修等応急の復旧のため必要な措置を講ずるため、応急の復旧に関して次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 受援等に関する費用の支弁

(1) 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

市は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、市は、当該費用を支弁する暇がないときは、応援をした他の地方公共団体の長等に一時的に立て替えて支弁させることができる。

(2) 市長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事が救援に関する措置の一部を市長に委任したときは、その費用を支弁することとされている。

5 起債の特例

市は、地方税、使用料、その他徴収金で総務省令に定めるものの武力攻撃災害のための減免による財政収入の不足を補うため、及び国民保護措置その他国民保護法の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用の財源とするため、地方債をもって財源とすることができる。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラ、特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置、緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

3 通報及び初動体制

市長は、状況に応じて、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うとともに、職員及び消防団等を指揮し住民の誘導を行う。

4 現場における救助活動

市長（市長の措置を待ついとまがないとき又は要請があったときは警察官）は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命じ、二次災害の防止を図る。

